

平成 24 年度  
社団法人環境科学会 第 20 回通常総会資料



平成 25 年 3 月 19 日 (火)

於： タワーホール船堀 5F 小ホール

# 総会議事次第

平成 25 年 3 月 19 日（火） 13：30 ～ 14：40

1. 開 会
2. 議長を選出
3. 議事録署名人を選出
4. 議 題
  - 第 1 号議案 名誉会員の推戴について
  - 第 2 号議案 平成 24 年度事業報告について
  - 第 3 号議案 平成 24 年度収支決算について
  - 第 4 号議案 平成 25 年度事業計画について
  - 第 5 号議案 平成 25 年度収支予算について
  - 第 6 号議案 公益法人移行に係る定款改定について
  - 第 7 号議案 平成 25・26 年度役員改選について
5. その他
6. 閉 会

## 第1号議案 名誉会員の推戴について

次の1氏を名誉会員に推挙する。

北野 大(きたの まさる)氏 (明治大学 理工学部 教授)

## 第2号議案 平成24年度事業報告について

I. 平成24年度に行った事業は下記の通りである。

1. 平成24年12月31日現在会員数(カッコ内は前年平成23年12月31日会員数)

正会員	929名	( 962名)
準会員	150名	( 149名)
賛助会員	12名	( 14名)
名誉会員	34名	( 36名)
合計	1,125名	(1,161名)

\*正会員7名、準会員8名は、3期以上会費未納につき定款11条3項に基づき除名手続きを取らせていただきます。

2. 運営に関する会議

1) 第19回通常総会 平成24年3月19日(月)13:00~13:55  
品川区立総合区民会館「きゅりあん」1階 小ホールにおいて開催した。

2) 第1回理事会 平成24年2月20日(月)17:00~19:15  
学会事務局 会議室

第2回理事会 平成24年9月14日(金)12:00~13:30  
横浜国立大学 理工学部講義棟A 2F A-208 教室

第3回理事会 平成24年12月11日(火)17:00~19:10  
学会事務局 会議室

幹事会 第1回 平成24年1月26日  
第2回 平成24年7月6日  
第3回 平成24年11月20日

また、各種委員会を開催した。

3. 会誌「環境科学会誌」の刊行

1) 第1号を1月に、第2号を3月に、第3号を5月に、第4号を7月に、第5号を9月に、第6号を11月に刊行。

4. 年会の開催

環境科学会2012年会(平成24年9月13日(木)~9月14日(金))を、横浜国立大学常盤台キャンパス 理工学部講義棟Aにおいて開催した。

5. 講演会の開催

以下のシンポジウムを開催した。

① 平成24年3月19日(火)品川区立総合区民会館「きゅりあん」1階 小ホールにおいて環境科学会創立25周年記念特別公開シンポジウム『放射性物質の環境管理』を開催した。

6. 環境の保全・創造に関する調査及び研究として、

低炭素・持続可能社会を支援する未来型都市交通システムの分析と政策提言  
(代表:馬奈木俊介 世話人:松本亨・荒巻俊也・本藤祐樹・後藤尚弘・岩田和之)

## 7. 事業活動の推進

### 1) 表彰

○学会賞受賞者として、下記の1名の会員を表彰した。

受賞者：大塚柳太郎（おおつか りゅうたろう：(財)自然環境研究センター理事長、東京大学  
対象功績：「人類生態学に基づく環境健康研究と環境科学会の発展への貢献」 名誉教授)

○学術賞受賞者として、下記の1名の会員を表彰した。

受賞者：肥田野 登（ひだの のぼる：東京工業大学大学院社会工学専攻 教授）  
対象功績：「環境経済学における人間の心理や行動意識の理論的・実証的研究」

○奨励賞受賞者として、下記の3名の会員を表彰した。

受賞者 i：大久保彩子（おおくぼ あやこ：東海大学海洋学部海洋文明学科 専任講師）  
対象功績：「海洋生物資源管理の政策分析に関する研究」

受賞者 ii：中谷 隼（なかたに じゅん：東京大学大学院社会工学専攻 助教）  
対象功績：「3R システムなどの環境政策の統合的評価に関する研究」

受賞者 iii：増原直樹（なすはら なおき：NPO 法人環境自治体会議環境政策研究所 副所長）  
対象功績：「地方自治体の環境政策分析に関する研究」

○論文賞受賞者として、下記の会員を表彰した。(1編)

受賞者：加賀昭和（かが あきかず：大阪大学大学院工学研究科 教授）  
鶴川正寛（つるかわ まさひろ：大阪大学大学院工学研究科 博士後期課程）  
近藤 明（こんどう あきら：大阪大学大学院工学研究科 教授）  
井上義雄（いのうえ よしお：大阪大学大学院工学研究科 教授）  
対象論文：「土壌流出モデルとマルチメディアモデルを組み合わせた流域スケールでの高疎水物質の挙動予測」 （環境科学会誌 第24巻5号 pp.449-461 2011年）

○優秀研究企画賞・優秀発表賞（富士電機賞）

富士電機(株)様の寄付により優秀研究企画賞・優秀発表賞を選考・授与した。

[優秀研究企画賞]

受賞者 i：小林 剛（こばやし たけし：横浜国立大学大学院環境情報研究院 准教授）

研究企画：土壌汚染の未然防止のための多様な化学物質の土壌汚染可能性のスクリーニング手法

受賞者 ii：堀井勇一（ほりい ゆういち：埼玉県環境科学国際センター 化学物質担当主任）

研究企画：新規 PBT 候補物質---揮発性メチルシロキサンの環境排出実態と生態環境影響の評価

[優秀発表賞]

最優秀発表賞 3名

①ポストクおよび博士課程学生の部

受賞者 i：小谷健輔（横浜国立大学大学院環境情報学府）

受賞発表：有機リン系難燃剤の有害予測モデルの開発とリスクトレードオフ解析への適用

②博士課程前期を含む学生の部

受賞者 i：今井 佑（静岡県立大学大学院生活健康科学研究科）

受賞発表：リチウム同位体比を指標とした大気エアロゾルの発生源推定法の検討

受賞者 ii：小澤 裕（東京大学大学院工学系研究科）

受賞発表：宇都宮市の現状に基づく再生可能エネルギー導入ポテンシャル

優秀発表賞 6名

①ポスドクおよび博士課程学生の部

受賞者 i : 奥岡桂次郎 (名古屋大学大学院環境学研究科)

受賞発表: 都市圏の低物質・低炭素化に向けた人口規模とその分布の検討

受賞者 ii : 高浦佑介 (東京大学大学院新領域創成科学研究科)

受賞発表: 原子力発電・高レベル放射性廃棄物処分場に対する人々の認知の変化の検討～3.11前後の比較による社会心理学的分析～

②修士課程 (博士課程前期を含む) 学生の部

受賞者 i : 森 一星 (横浜国立大学大学院環境情報学府)

受賞発表: 1,4-ジオキササンや揮発性有機化合物の土壌気化・拡散挙動予測による環境影響の考察

受賞者 ii : 小曾戸貴典 (東京電機大学大学院理工学研究科)

受賞発表: 北八ヶ岳茶臼山における縞枯現象の推移の報告

受賞者 iii : 小林義幸 (豊橋技術科学大学大学院工学研究科)

受賞発表: 大学生の環境行動と環境情報の関係に関する研究

③学部学生・高専生・高校生等の部

受賞者 i : 山下裕太 (横浜国立大学工学部物質工学科)

受賞発表: 大気中六価クロムの年間濃度変動に及ぼすクロムの形態変化の影響と解析

2) 以下の2件のシンポジウムやセミナーを共催した。

時期: 平成24年5月19日～21日

名称: 第1回環境放射能除染研究発表会

場所: パルセいいざか (福島市)

主催: 環境放射能除染学会

時期: 平成24年12月11日～12日

名称: Eco Design2012

場所: SEMI ジャパン

主催: エコデザイン学会連合、(独)産業技術総合研究所、NPO エコデザイン推進機構

3) 以下の15件の他学会の事業を後援・協賛した。

**後 援**

時期: 平成24年5月24日、6月1日

名称: KAST 教育講座 e-勉強会 製造現場で考える環境規制6

場所: かながわサイエンスパーク 研修室

主催: (財) 神奈川科学アカデミー

時期: 平成24年6月14日～15日

名称: 第18回地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会

場所: 埼玉会館

主催: (公社) 地盤工学会・(公社) 日本地下水学会・(公社) 日本水環境学会・(一社) 廃棄物資源循環学会・(社) 土壌環境センター

時期: 平成24年6月26日

名称: 第14回日本水大賞 2012年日本ストックホルム青少年水大賞

場所: 日本科学未来館

主催：(社) 日本河川協会

時期：平成 24 年 8 月 4 日～6 日

名称：日本エネルギー環境教育学会 第 7 回全国大会

場所：岩手大学 工学部

主催：日本エネルギー環境教育学会

時期：平成 24 年 10 月 29 日～11 月 1 日

名称：第 8 回 SPIE アジア-パシフィックリモートセンシング会議

場所：国立京都国際会館

主催：SPIE(国際光工学学会)・第 8 回 SPIE アジア-パシフィックリモートセンシング会議実行委員会

時期：平成 24 年 12 月 20 日～21 日

名称：KAST 教育講座 化学物質マネジメントシステム構築のススメ

場所：かながわサイエンスパーク

主催：(財) 神奈川科学アカデミー

## 協 賛

時期：平成 24 年 5 月 23 日

名称：近化資源セミナー「化学企業の挑戦！バイオマテリアル<sup>®</sup>ビジネスの新展開-バイオマスからの化成品の創製-」

場所：大阪科学技術センター

主催：(社) 近畿化学協会

時期：平成 24 年 7 月 4 日～7 月 6 日

名称：第 22 回環境工学総合シンポジウム 2012

場所：東北大学 片平キャンパス

主催：(社) 日本機械学会

時期：平成 24 年 7 月 9 日～11 日

名称：第 18 回 X 線分析講習会

場所：東京理科大学 記念講堂

主催：(公社) 日本分析化学 X 線分析研究懇談会

時期：平成 24 年 8 月 6 日～7 日

名称：第 21 回日本エネルギー学会大会

場所：工学院大学 新宿キャンパス

主催：(一社) 日本エネルギー学会

時期：平成 24 年 9 月 6 日～7 日

名称：第 30 回レーザセンシングシンポジウム

場所：オリビアン小豆島

主催：レーザレーダ研究会

時期：平成 24 年 10 月 16 日

名称：No.12-65 福島原発事故における放射能汚染対策技術の基礎と応用

場所：東京工業大学 デジタル多目的ホール

主催：(一社) 日本機械学会

時期：平成 24 年 10 月 17 日～19 日

名称：2012年土壌・地下水環境展  
場所：東京ビッグサイト  
主催：(社)土壌環境センター・日本工業新聞社

時期：平成24年10月31日～11月2日  
名称：第48回X線分析討論会  
場所：名古屋大学 野依記念学術交流会館  
主催：日本分析化学会 X線分析研究懇談会

時期：平成24年11月20日～23日  
名称：第10回エコバランス国際会議  
場所：慶應義塾大学 日吉キャンパス  
主催：日本LCA学会

・学会ホームページ掲載協力 講演会等 36件 ・ 公募情報 22件

4) 会員相互の情報及び研究交流（定款第5条6号）

化学物質管理戦略研究会（代表：中杉修身 世話人：高梨啓和・亀屋隆志・片谷教孝）を実施した。

5) その他前条の目的を達成するために必要な事業（定款第5条7号）

- ・創立25周年（平成24年11月26日）を迎え、3月に記念事業として、記念式典およびシンポジウムを開催した。
- ・また、学会創立25周年の記念誌を3月に作成し、10月には「日本の環境研究室-百選-」を出版し、全国の高等学校、高等専門学校及び大学予備校等1000校に寄贈した。  
この寄贈出版に際し、富士電機株式会社様・いであ株式会社様には、企画にご賛同いただき50万円ずつご出資いただいた。

第3号議案 平成24年度収支決算について

貸借対照表

平成24年12月31日現在

環境科学会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	7,089,832	5,971,793	1,118,039
未収会費	576,000	644,000	-68,000
未収金	324,080	501,290	-177,210
前払金	122,990	125,866	-2,876
流動資産合計	8,112,902	7,242,949	869,953
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	922,995	922,719	276
積立預金	6,121,876	7,290,991	-1,169,115
特定資産合計	7,044,871	8,213,710	-1,168,839
(3) その他固定資産			
敷金	94,600	94,600	0
その他固定資産合計	94,600	94,600	0
固定資産合計	27,139,471	28,308,310	-1,168,839
資産合計	35,252,373	35,551,259	-298,886
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	130,940	89,711	41,229
前受会費	2,322,000	2,583,000	-261,000
預り金	96,185	90,367	5,818
流動負債合計	2,549,125	2,763,078	-213,953
2. 固定負債			
退職給付引当金	922,995	922,719	276
固定負債合計	922,995	922,719	276
負債合計	3,472,120	3,685,797	-213,677
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	31,780,253	31,865,462	-85,209
一般正味財産合計	31,780,253	31,865,462	-85,209
(うち基本財産への充当額)	20,000,000	20,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	7,044,871	8,213,710	-1,168,839
正味財産合計	31,780,253	31,865,462	-85,209
負債及び正味財産合計	35,252,373	35,551,259	-298,886

# 正味財産増減計算書

平成24年 1月 1日から平成24年12月31日まで

環境科学会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	8,015	18,012	-9,997
基本財産受取利息	8,015	18,012	-9,997
特定資産運用益	2,216	4,102	-1,886
特定資産受取利息	2,216	4,102	-1,886
受 取 会 費	9,907,000	10,231,500	-324,500
正会員受取会費	8,500,500	8,829,000	-328,500
準会員受取会費	706,500	652,500	54,000
賛助会員受取会費	700,000	750,000	-50,000
事 業 収 益	7,093,794	6,156,269	937,525
年会事業収益	1,394,000	1,569,950	-175,950
講演会等参加費収益	1,098,000	1,113,000	-15,000
懇親会参加費収益	196,000	221,000	-25,000
その他の収益	100,000	235,950	-135,950
講演会等事業収益	105,000	0	105,000
懇親会参加費収益	105,000	0	105,000
図書頒布収益	908,580	917,290	-8,710
広 告 収 益	165,000	198,000	-33,000
会誌論文別刷収益	2,968,600	3,389,700	-421,100
著作権・複写使用料収益	100,714	81,329	19,385
その他の収益	1,451,900	0	1,451,900
受取寄付金	900,000	800,000	100,000
若手研究助成金(富士電機賞)	900,000	800,000	100,000
雑 収 益	221,351	183,818	37,533
受取利息	851	1,018	-167
雑 収 益	220,500	182,800	37,700
経常収益計	18,132,376	17,393,701	738,675
(2) 経常費用			
事 業 費	13,379,309	10,484,077	2,895,232
給料手当	1,616,416	959,467	656,949
臨時雇賃金	826,000	1,568,460	-742,460
法定福利費	225,789	178,126	47,663
旅費交通費	826,328	387,665	438,663
会 議 費	27,127	0	27,127
通信運搬費	994,170	706,061	288,109
消耗什器備品費	18,900	0	18,900
消耗品費	873,076	361,445	511,631
印刷製本費	86,914	0	86,914
賃 借 料	713,800	0	713,800
諸 謝 金	66,666	443,888	-377,222
租税公課	400	200	200
支払負担金	0	10,000	-10,000
環境工学連合講演会負担金	0	10,000	-10,000
支払手数料	10,185	1,050	9,135
委 託 費	6,660,498	5,407,715	1,252,783
機 関 誌	3,943,013	4,651,500	-708,487
講演要旨集	327,600	343,210	-15,610
そ の 他	2,389,885	413,005	1,976,880
研究活動支援費	430,000	400,000	30,000
雑 費	3,040	60,000	-56,960
管 理 費	4,838,276	6,916,936	-2,078,660
給 料 手 当	1,975,631	2,312,658	-337,027

臨時雇賃金	0	70,000	-70,000
退職給付費用	276	517	-241
法定福利費	406,387	429,348	-22,961
会議費	23,290	638,636	-615,346
旅費交通費	504,598	437,565	67,033
通信運搬費	290,711	368,861	-78,150
消耗什器備品費	23,100	116,779	-93,679
消耗品費	61,661	317,252	-255,591
印刷製本費	61,725	311,850	-250,125
賃借料	768,909	1,382,295	-613,386
租税公課	2,600	1,400	1,200
支払負担金	50,000	50,000	0
日本学術協力財団負担金	50,000	50,000	0
支払手数料	129,225	134,447	-5,222
委託費	218,163	158,480	59,683
事務委託	218,163	158,480	59,683
徴収不能額	207,000	126,000	81,000
雑費	115,000	60,848	54,152
経常費用計	18,217,585	17,401,013	816,572
評価損益等調整前当期経常増減額	-85,209	-7,312	-77,897
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-85,209	-7,312	-77,897
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
過年度減価償却費	0	16,700	-16,700
過年度減価償却費	0	16,700	-16,700
経常外費用計	0	16,700	-16,700
当期経常外増減額	0	-16,700	16,700
当期一般正味財産増減額	-85,209	-24,012	-61,197
一般正味財産期首残高	31,865,462	31,889,474	-24,012
一般正味財産期末残高	31,780,253	31,865,462	-85,209
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	31,780,253	31,865,462	-85,209

正味財産増減計算書内訳表

平成24年 1月 1日から平成24年12月31日まで

(単位：円)

科 目	環境科学会								合 計
	公益事業会計					収益事業等 会計	法人会計	内部取引 控除	
	表彰・若手 育成事業	年会・ 講演会事業	機関誌等 事業	公益事業 共通	小 計				
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	8,015	8,015	0	0	0	8,015
基本財産受取利息	0	0	0	8,015	8,015	0	0	0	8,015
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	2,216	0	2,216
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	2,216	0	2,216
受 取 会 費	0	0	0	4,953,500	4,953,500	0	4,953,500	0	9,907,000
正会員受取会費	0	0	0	4,250,250	4,250,250	0	4,250,250	0	8,500,500
準会員受取会費	0	0	0	353,250	353,250	0	353,250	0	706,500
賛助会員受取会費	0	0	0	350,000	350,000	0	350,000	0	700,000
事 業 収 益	0	1,499,000	5,594,794	0	7,093,794	0	0	0	7,093,794
年会事業収益	0	1,394,000	0	0	1,394,000	0	0	0	1,394,000
講演会等参加費収益	0	1,098,000	0	0	1,098,000	0	0	0	1,098,000
懇親会参加費収益	0	196,000	0	0	196,000	0	0	0	196,000
その他の収益	0	100,000	0	0	100,000	0	0	0	100,000
講演会等事業収益	0	105,000	0	0	105,000	0	0	0	105,000
懇親会参加費収益	0	105,000	0	0	105,000	0	0	0	105,000
図書頒布収益	0	0	908,580	0	908,580	0	0	0	908,580
広 告 収 益	0	0	165,000	0	165,000	0	0	0	165,000
会誌論文別刷収益	0	0	2,968,600	0	2,968,600	0	0	0	2,968,600
著作権・複写使用料収益	0	0	100,714	0	100,714	0	0	0	100,714
その他の収益	0	0	1,451,900	0	1,451,900	0	0	0	1,451,900
受 取 寄 付 金	495,000	405,000	0	0	900,000	0	0	0	900,000
若手研究助成金(富士電機賞)	495,000	405,000	0	0	900,000	0	0	0	900,000
雑 収 益	0	0	0	0	0	0	221,351	0	221,351
受取利息	0	0	0	0	0	0	851	0	851
雑 収 益	0	0	0	0	0	0	220,500	0	220,500
経常収益計	495,000	1,904,000	5,594,794	4,961,515	12,955,309	0	5,177,067	0	18,132,376
(2) 経常費用									
事 業 費	1,146,612	3,120,264	8,762,206	350,227	13,379,309	0	0	0	13,379,309
給料手当	179,601	682,488	574,726	179,601	1,616,416	0	0	0	1,616,416
臨時雇賃金	0	223,000	603,000	0	826,000	0	0	0	826,000
法定福利費	25,087	95,334	80,281	25,087	225,789	0	0	0	225,789
旅費交通費	46,592	311,364	422,500	45,872	826,328	0	0	0	826,328
会 議 費	0	25,180	1,947	0	27,127	0	0	0	27,127
通信運搬費	23,743	156,373	791,991	22,063	994,170	0	0	0	994,170
消耗什器備品費	2,100	7,980	6,720	2,100	18,900	0	0	0	18,900
消耗品費	367,384	104,559	395,529	5,604	873,076	0	0	0	873,076
印刷製本費	0	30,225	56,689	0	86,914	0	0	0	86,914
賃 借 料	69,900	350,320	223,680	69,900	713,800	0	0	0	713,800
諸 謝 金	0	66,666	0	0	66,666	0	0	0	66,666
租税公課	0	0	400	0	400	0	0	0	400
支払手数料	2,205	4,200	3,780	0	10,185	0	0	0	10,185
委 託 費	0	1,059,535	5,600,963	0	6,660,498	0	0	0	6,660,498
機 関 誌	0	0	3,943,013	0	3,943,013	0	0	0	3,943,013
講演要旨集	0	327,600	0	0	327,600	0	0	0	327,600
そ の 他	0	731,935	1,657,950	0	2,389,885	0	0	0	2,389,885
研究活動支援費	430,000	0	0	0	430,000	0	0	0	430,000
雑 費	0	3,040	0	0	3,040	0	0	0	3,040
管 理 費	0	0	0	0	0	0	4,838,276	0	4,838,276
給料手当	0	0	0	0	0	0	1,975,631	0	1,975,631
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	276	0	276
法定福利費	0	0	0	0	0	0	406,387	0	406,387
会 議 費	0	0	0	0	0	0	23,290	0	23,290
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	504,598	0	504,598
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	290,711	0	290,711
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	23,100	0	23,100
消耗品費	0	0	0	0	0	0	61,661	0	61,661
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	61,725	0	61,725
賃 借 料	0	0	0	0	0	0	768,909	0	768,909
租税公課	0	0	0	0	0	0	2,600	0	2,600
支払負担金	0	0	0	0	0	0	50,000	0	50,000
日本学術協力財団負担金	0	0	0	0	0	0	50,000	0	50,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	129,225	0	129,225
委 託 費	0	0	0	0	0	0	218,163	0	218,163
事 務 委 託	0	0	0	0	0	0	218,163	0	218,163
徴収不能額	0	0	0	0	0	0	207,000	0	207,000
雑 費	0	0	0	0	0	0	115,000	0	115,000
経常費用計	1,146,612	3,120,264	8,762,206	350,227	13,379,309	0	4,838,276	0	18,217,585
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 651,612	△ 1,216,264	△ 3,167,412	4,611,288	△ 424,000	0	338,791	0	△ 85,209
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 651,612	△ 1,216,264	△ 3,167,412	4,611,288	△ 424,000	0	338,791	0	△ 85,209
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 651,612	△ 1,216,264	△ 3,167,412	4,611,288	△ 424,000	0	338,791	0	△ 85,209
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	31,865,462	0	31,865,462
一般正味財産期末残高	△ 651,612	△ 1,216,264	△ 3,167,412	4,611,288	△ 424,000	0	32,204,253	0	31,780,253
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部									
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	△ 651,612	△ 1,216,264	△ 3,167,412	4,611,288	△ 424,000	0	32,204,253	0	31,780,253

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券等はありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

備品については定額法にて減価償却処理をしています。現在対象の固定資産はありません。

(3) 引当金の計上基準

後に退職金を支払うため、相当額を退職給与引当金に積み立てています。本年度は充当額充実のため計上していません。

### 2. 基本財産および特定資産の増減額および残高

基本財産および特定資産の増減額およびその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産預金	20,000,000	0	0	20,000,000
小 計	20,000,000	0	0	20,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	922,719	276	0	922,995
積立預金	7,290,991	1,940	1,171,055	6,121,876
小 計	8,213,710	2,216	1,171,055	7,044,871
合 計	28,213,710	2,216	1,171,055	27,044,871

### 3. 基本財産および特定資産の財源等の内訳

基本財産および特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本財産預金				
定期預金 (みずほ銀行本所支店)	10,000,000	0	10,000,000	0
定期預金 (三井住友銀行深川支店)	10,000,000	0	10,000,000	0
小 計	20,000,000	0	20,000,000	0
特定資産				
退職給付引当資産	922,995	0	922,995	922,995
積立預金				
学術活動振興積立預金	5,826,458	0	5,826,458	0
25周年記念事業運営積立預金	295,418	0	295,418	0
小 計	7,044,871	0	7,044,871	922,995
合 計	27,044,871	0	27,044,871	922,995

### 4. 債権の債権金額、当期末残高および当該債権の当期末残高

債権の債権金額、当期末残高および当該債権の当期末残高は次のとおりです。

(単位：円)

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収会費	576,000	0	576,000
未収金	324,080	0	324,080
合計	900,080	0	900,080

5. その他

この財務諸表は、「公益法人会計基準」(平成20年4月11日平成21年10月16日改正以下「新基準」という)の実施に伴い、「新基準」によって作成しています。当会では本会基準を、平成24年1月1日以降開始する事業年度から適用するものとします。

## 附属明細書

1. 基本財産および特定資産の明細については、財務諸表に対する注記に記載しています。

2. 引当金の明細

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	922,719	276	0	0	922,995

# 財産目録

平成 24 年 12 月 31 日現在

環境科学会

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	303	
	預金	普通預金	運転資金として	7,089,529	
		三井住友銀行深川支店-32		1,876,565	
		三井住友銀行深川支店-43		3,324,994	
		三井住友銀行深川支店-11		44,031	
		常陽銀行研究学園都市支店-50		339,958	
		みずほ銀行本所支店-24		41,400	
		郵便振替		1,236,470	
		郵便貯金(一般)		60,887	
		郵便貯金(編集)		165,224	
	未収会費		576,000		
	未収金		324,080		
	前払金		次年度費用 122,990		
流動資産合計				8,112,902	
(固定資産)	基本財産	基本財産預金	(定期預金) みずほ銀行本所支店 三井住友銀行深川支店	公益目的保有財産 であり、運用益は 公益目的事業の財 源として使用して いる	20,000,000
					20,000,000
					10,000,000
	特定資産	退職給付引当資産 退職給付引当資産(一 般)	(定期預金) 常陽銀行研究学園都市支店-98	従業員 1 名に対す る退職金の支払い に備えたもの	7,044,871
					922,995
		積立預金 学術活動振興積立預金	(定期預金) 常陽銀行研究学園都市支店-71	運用益を管理費の 財源として使用して いる(公益目的 事業に必要な収益 事業その他の業務 又は活動の用に供 する財産)	922,995
					6,121,876
その他の固定資産	25周年記念事業運営積 立預金	(普通預金) 東京都民銀行深川支店-48	25周年記念事業を 行うための資産で あり、特定費用準 備資金として管理 されている積立預 金	5,826,458	
				295,418	
	敷金		事務所賃借敷金	94,600	
				94,600	
固定資産合計				27,139,471	
資産合計				35,252,373	
(流動負債)					

	未払金 前受会費 2013年度分 預り金		未払い法定福利費 次年度受取会費と して 従業員預り金	130,940 2,322,000 2,322,000 96,185
流動資産合計				2,549,125
(固定負債)	退職給付引当金		従業員1名に対す る退職金の支払い に備えたもの	922,995
固定負債合計				922,995
負債合計				3,472,120
正味財産				31,780,253

# 収支計算書

平成24年 1月 1日から平成24年12月31日まで

環境科学会

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	8,000	8,015	-15
基本財産利息収入	8,000	8,015	-15
会 費 収 入	10,542,000	9,907,000	635,000
正会員会費収入	9,027,000	8,500,500	526,500
準会員会費収入	765,000	706,500	58,500
賛助会員会費収入	750,000	700,000	50,000
事 業 収 入	4,750,000	7,093,794	-2,343,794
年会事業収入	1,200,000	1,394,000	-194,000
講演会等事業収入	100,000	105,000	-5,000
図書頒布収入	700,000	908,580	-208,580
広 告 収 入	200,000	165,000	35,000
会誌論文別刷収入	2,500,000	2,968,600	-468,600
著作権・複写使用料収入	50,000	100,714	-50,714
その他の収入	0	1,451,900	-1,451,900
寄 付 金 収 入	800,000	900,000	-100,000
寄付金収入	800,000	900,000	-100,000
雑 収 入	160,000	221,351	-61,351
受取利息収入	10,000	851	9,149
雑 収 入	150,000	220,500	-70,500
事業活動収入計	16,260,000	18,130,160	-1,870,160
2. 事業活動支出			
事 業 費 支 出	12,596,000	13,379,309	-783,309
給料手当支出	1,214,000	1,616,416	-402,416
臨時雇賃金支出	1,110,000	826,000	284,000
法定福利費支出	243,000	225,789	17,211
旅費交通費支出	823,000	826,328	-3,328
会 議 費 支 出	155,000	27,127	127,873
通信運搬費支出	1,000,000	994,170	5,830
消耗什器備品費支出	0	18,900	-18,900
消耗品費支出	596,000	873,076	-277,076
印刷製本費支出	135,000	86,914	48,086
賃借料支出	1,070,000	713,800	356,200
諸謝金支出	190,000	66,666	123,334
租税公課支出	0	400	-400
負担金支出	20,000	0	20,000
支払手数料支出	30,000	10,185	19,815
委託費支出	5,335,000	6,660,498	-1,325,498
機 関 誌	4,800,000	3,943,013	856,987
講演要旨集	350,000	327,600	22,400
事 務 委 託	185,000	0	185,000
そ の 他	0	2,389,885	-2,389,885
研究活動支援費	630,000	430,000	200,000
雑 支 出	45,000	3,040	41,960
管 理 費 支 出	8,890,000	4,838,000	4,052,000
給料手当支出	2,590,000	1,975,631	614,369
臨時雇賃金支出	400,000	0	400,000
法定福利費支出	465,000	406,387	58,613
会 議 費 支 出	310,000	23,290	286,710
旅費交通費支出	1,005,000	504,598	500,402
通信運搬費支出	500,000	290,711	209,289
消耗什器備品費支出	150,000	23,100	126,900
消耗品費支出	430,000	61,661	368,339

印刷製本費支出	350,000	61,725	288,275
賃借料支出	1,540,000	768,909	771,091
租税公課支出	20,000	2,600	17,400
負担金支出	50,000	50,000	0
支払手数料支出	200,000	129,225	70,775
委託費支出	550,000	218,163	331,837
事務委託	550,000	218,163	331,837
徴収不能額	250,000	207,000	43,000
雑支出	80,000	115,000	-35,000
事業活動支出計	21,486,000	18,217,309	3,268,691
事業活動収支差額	-5,226,000	-87,149	-5,138,851
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	0	1,171,055	-1,171,055
積立預金収入	0	1,171,055	-1,171,055
投資活動収入計	0	1,171,055	-1,171,055
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	1,171,055	-1,171,055
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	419,871	-----	419,871
当期収支差額	-5,645,871	1,083,906	-6,729,777
前期繰越収支差額	4,479,871	4,479,871	0
次期繰越収支差額	-1,166,000	5,563,777	-6,729,777

## 収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収会費、未収金、仮払金、前払金、前受会費、預り金、未払金を含みます。

なお、前期末及び当期末残高は、下記 2 に記載するとおりです。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産および負債の内訳は、次のとおりです。

(単位 円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 ・ 預 金	5,971,793	7,089,832
未 収 会 費	644,000	576,000
未 収 金	501,290	324,080
前 払 金	125,866	122,990
合 計	7,242,949	8,112,902
未 払 金	89,711	130,940
前 受 会 費	2,583,000	2,322,000
預 り 金	90,367	96,185
合 計	2,763,078	2,549,125
次期繰越収支差額	4,479,871	5,563,777

平成 25 年度 2 月 13 日

社団法人 環境科学会  
会 長 岡 田 光 正 殿

社団法人 環境科学会

監 事 小 倉 紀 雄 印

監 事 井 村 秀 文 印

( 原本には押印あり )

## 監 査 報 告 書

平成 25 年 2 月 13 日(水)、東京都江東区常盤二丁目 9 番 7 号グリーンプラザ  
深川常盤 2 階集会室において、環境科学会平成 24 年度収支決算の監査  
を行いました。

収支決算書（平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日）および  
他の関係書類についても適正に管理・処理されていることを確認しまし  
た。

また、基本財産、運用財産については、各項目の預貯金通帳残高を照  
合したところ、貸借対照表記載のとおりでありました。

よって、収支決算等の書類および会計事務は適正であることを報告し  
ます。

## 第4号議案 平成25年度事業計画について

1. 運営に関する会議
  - 1) 第20回通常総会を平成25年3月、東京において開催する。
  - 2) 必要に応じて理事会、幹事会及び各種委員会を開催する。
2. 会誌「環境科学会誌」の刊行  
第1号を1月、第2号を3月、第3号を5月、第4号を7月、第5号を9月、第6号を11月にそれぞれ刊行し会員に配布する。併せて、企画記事の増強に努める。
3. 年会の開催  
環境科学会2013年会を平成25年9月、静岡県静岡市において開催する。
4. 表彰  
学会賞、学術賞、奨励賞、論文賞、及び富士電機賞（優秀研究企画賞、年会優秀発表賞）の受賞者を選考し、表彰する。
5. 調査研究の推進  
既設の研究会の活動を推進するとともに、新たな研究会の発足を図る。また、環境関連研究調査の受託を検討する。
6. 講演会の開催  
講演会等を年2回程度開催する。
7. 公益法人への移行  
公益社団法人移行後の運営体制の整備を図る。
8. その他
  - 1) 会員の増強に努めるとともに、若手研究者の研究活動の活性化をはかる。
  - 2) 日本学術会議の活動に積極的に参加するとともに、関連学協会との協調をすすめる。
  - 3) インターネットを利用した学会の広報活動を促進するとともに、会員相互ならびに学会事務局とのコミュニケーションを円滑にするためのシステムの導入を検討する。
  - 4) 30周年記念事業の実施を検討し、積立を行う。

第5号議案 平成25年度収支予算について

正味財産増減計算書(予算)

平成25年 1月 1日から平成25年12月31日まで

環境科学会

(単位:円)

科 目	当年度予算	前年度決算	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	6,000	8,015	-2,015
基本財産受取利息	6,000	8,015	-2,015
特定資産運用益	1,500	2,216	-716
特定資産受取利息	1,500	2,216	-716
受取会費	9,400,000	9,907,000	-507,000
正会員受取会費	8,000,000	8,500,500	-500,500
準会員受取会費	700,000	706,500	-6,500
賛助会員受取会費	700,000	700,000	0
事業収益	4,810,000	7,093,794	-2,283,794
年会事業収益	1,350,000	1,394,000	-44,000
講演会等参加費収益	1,050,000	1,098,000	-48,000
懇親会参加費収益	200,000	196,000	4,000
その他の収益	100,000	100,000	0
講演会等事業収益	0	105,000	-105,000
懇親会参加費収益	0	105,000	-105,000
図書頒布収益	700,000	908,580	-208,580
広告収益	160,000	165,000	-5,000
会誌論文別刷収益	2,500,000	2,968,600	-468,600
著作権・複写使用料収益	100,000	100,714	-714
その他の収益	0	1,451,900	-1,451,900
受取寄付金	900,000	900,000	0
若手研究助成金(富士電機賞)	900,000	900,000	0
雑収益	201,000	221,351	-20,351
受取利息	1,000	851	149
雑収益	200,000	220,500	-20,500
経常収益計	15,318,500	18,132,376	-2,813,876
(2) 経常費用			
事業費	10,791,000	13,379,309	-2,588,309
給料手当	1,800,000	1,616,416	183,584
臨時雇賃金	800,000	826,000	-26,000
法定福利費	245,000	225,789	19,211
旅費交通費	680,000	826,328	-146,328
会議費	40,000	27,127	12,873
通信運搬費	650,000	994,170	-344,170
消耗什器備品費	100,000	18,900	81,100
消耗品費	600,000	873,076	-273,076
印刷製本費	70,000	86,914	-16,914
賃借料	750,000	713,800	36,200
諸謝金	60,000	66,666	-6,666
租税公課	1,000	400	600
支払負担金	20,000	0	20,000
環境工学連合講演会負担金	20,000	0	20,000
支払手数料	10,000	10,185	-185
委託費	4,500,000	6,660,498	-2,160,498
機関誌	4,000,000	3,943,013	56,987
講演要旨集	350,000	327,600	22,400
その他	150,000	2,389,885	-2,239,885
研究活動支援費	450,000	430,000	20,000
雑費	15,000	3,040	11,960
管理費	4,927,500	4,838,276	89,224
給料手当	1,800,000	1,975,631	-175,631
臨時雇賃金	50,000	0	50,000
退職給付費用	0	276	-276
法定福利費	380,000	406,387	-26,387
会議費	20,000	23,290	-3,290
旅費交通費	460,000	504,598	-44,598
通信運搬費	250,000	290,711	-40,711
消耗什器備品費	50,000	23,100	26,900
消耗品費	50,000	61,661	-11,661
印刷製本費	150,000	61,725	88,275
賃借料	750,000	768,909	-18,909
租税公課	4,000	2,600	1,400
支払負担金	182,000	50,000	132,000
日本学術協力財団負担金	50,000	50,000	0

全国公益法人協会負担金	132,000	0	132,000
支払手数料	100,000	129,225	-29,225
委託費	600,000	218,163	381,837
事務委託	600,000	218,163	381,837
徴収不能額		207,000	-207,000
雑費	81,500	115,000	-33,500
経常費用計	15,718,500	18,217,585	-2,499,085
評価損益等調整前当期経常増減額	-400,000	-85,209	-314,791
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-400,000	-85,209	-314,791
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
過年度減価償却費	0	0	0
過年度減価償却費	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-400,000	-85,209	-314,791
一般正味財産期首残高	31,780,253	31,865,462	-85,209
一般正味財産期末残高	31,380,253	31,780,253	-400,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	31,380,253	31,780,253	-400,000

# 正味財産増減計算書内訳表

平成25年 1月 1日から平成25年12月31日まで

(単位：円)

科 目	環境科学会								合 計
	公益事業会計					収益事業等 会計	法人会計	内部取引 控除	
	表彰・若手 育成事業	年会・ 講演会事業	機関誌等 事業	公益事業 共通	小 計				
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	6,000	6,000	0	0	0	6,000
基本財産受取利息	0	0	0	6,000	6,000	0	0	0	6,000
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	1,500	0	1,500
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	1,500	0	1,500
受 取 会 費	0	0	0	4,700,000	4,700,000	0	4,700,000	0	9,400,000
正会員受取会費	0	0	0	4,000,000	4,000,000	0	4,000,000	0	8,000,000
準会員受取会費	0	0	0	350,000	350,000	0	350,000	0	700,000
賛助会員受取会費	0	0	0	350,000	350,000	0	350,000	0	700,000
事 業 収 益	0	1,350,000	3,460,000	0	4,810,000	0	0	0	4,810,000
年会事業収益	0	1,350,000	0	0	1,350,000	0	0	0	1,350,000
講演会等参加費収益	0	1,050,000	0	0	1,050,000	0	0	0	1,050,000
懇親会参加費収益	0	200,000	0	0	200,000	0	0	0	200,000
その他の収益	0	100,000	0	0	100,000	0	0	0	100,000
講演会等事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懇親会参加費収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書頒布収益	0	0	700,000	0	700,000	0	0	0	700,000
広 告 収 益	0	0	160,000	0	160,000	0	0	0	160,000
会誌論文別刷収益	0	0	2,500,000	0	2,500,000	0	0	0	2,500,000
著作権・複写使用料収益	0	0	100,000	0	100,000	0	0	0	100,000
その他の収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	495,000	405,000	0	0	900,000	0	0	0	900,000
若手研究助成金（富士電機賞）	495,000	405,000	0	0	900,000	0	0	0	900,000
雑 収 益	0	0	0	0	0	0	201,000	0	201,000
受取利息	0	0	0	0	0	0	1,000	0	1,000
雑 収 益	0	0	0	0	0	0	200,000	0	200,000
経常収益計	495,000	1,755,000	3,460,000	4,706,000	10,416,000	0	4,902,500	0	15,318,500
(2) 経常費用									
事 業 費	1,139,000	2,520,000	6,729,000	403,000	10,791,000	0	0	0	10,791,000
給料手当	200,000	780,000	620,000	200,000	1,800,000	0	0	0	1,800,000
臨時雇賃金	0	200,000	600,000	0	800,000	0	0	0	800,000
法定福利費	30,000	100,000	85,000	30,000	245,000	0	0	0	245,000
旅費交通費	40,000	200,000	400,000	40,000	680,000	0	0	0	680,000
会 議 費	5,000	20,000	15,000	0	40,000	0	0	0	40,000
通信運搬費	30,000	100,000	500,000	20,000	650,000	0	0	0	650,000
消耗什器備品費	10,000	50,000	30,000	10,000	100,000	0	0	0	100,000
消耗品費	300,000	100,000	190,000	10,000	600,000	0	0	0	600,000
印刷製本費	0	30,000	40,000	0	70,000	0	0	0	70,000
賃 借 料	70,000	370,000	240,000	70,000	750,000	0	0	0	750,000
諸 謝 金	0	60,000	0	0	60,000	0	0	0	60,000
租税公課	0	0	1,000	0	1,000	0	0	0	1,000
支払負担金	0	0	0	20,000	20,000	0	0	0	20,000
支払手数料	2,000	4,000	3,000	1,000	10,000	0	0	0	10,000
委 託 費	0	500,000	4,000,000	0	4,500,000	0	0	0	4,500,000
機 関 誌	0	0	4,000,000	0	4,000,000	0	0	0	4,000,000
講演要旨集	0	350,000	0	0	350,000	0	0	0	350,000
そ の 他	0	150,000	0	0	150,000	0	0	0	150,000
研究活動支援費	450,000	0	0	0	450,000	0	0	0	450,000
雑 費	2,000	6,000	5,000	2,000	15,000	0	0	0	15,000
管 理 費	0	0	0	0	0	0	4,927,500	0	4,927,500
給料手当	0	0	0	0	0	0	1,800,000	0	1,800,000
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	50,000	0	50,000
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法定福利費	0	0	0	0	0	0	380,000	0	380,000
会 議 費	0	0	0	0	0	0	20,000	0	20,000
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	460,000	0	460,000
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	250,000	0	250,000
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	50,000	0	50,000
消耗品費	0	0	0	0	0	0	50,000	0	50,000
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	150,000	0	150,000
賃 借 料	0	0	0	0	0	0	750,000	0	750,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	4,000	0	4,000
支払負担金	0	0	0	0	0	0	182,000	0	182,000
日本学術協力財団負担金	0	0	0	0	0	0	50,000	0	50,000
全国公益法人協会負担金	0	0	0	0	0	0	132,000	0	132,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	100,000	0	100,000
委 託 費	0	0	0	0	0	0	600,000	0	600,000
事務委託	0	0	0	0	0	0	600,000	0	600,000
徴収不能額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑 費	0	0	0	0	0	0	81,500	0	81,500
経常費用計	1,139,000	2,520,000	6,729,000	403,000	10,791,000	0	4,927,500	0	15,718,500
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 644,000	△ 765,000	△ 3,269,000	4,303,000	△ 375,000	0	△ 25,000	0	△ 400,000
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 644,000	△ 765,000	△ 3,269,000	4,303,000	△ 375,000	0	△ 25,000	0	△ 400,000
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 644,000	△ 765,000	△ 3,269,000	4,303,000	△ 375,000	0	△ 25,000	0	△ 400,000
一般正味財産期首残高	△ 651,612	△ 1,216,264	△ 3,167,412	4,611,288	△ 424,000	0	32,204,253	0	31,780,253
一般正味財産期末残高	△ 1,295,612	△ 1,981,264	△ 6,436,412	8,914,288	△ 799,000	0	32,179,253	0	31,380,253
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部									
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	△ 1,295,612	△ 1,981,264	△ 6,436,412	8,914,288	△ 799,000	0	32,179,253	0	31,380,253

# 収支予算書(収支)

平成25年 1月 1日から平成25年12月31日まで

環境科学会

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	6,000	8,000	-2,000
基本財産利息収入	6,000	8,000	-2,000
会 費 収 入	9,400,000	10,542,000	-1,142,000
正会員会費収入	8,000,000	9,027,000	-1,027,000
準会員会費収入	700,000	765,000	-65,000
賛助会員会費収入	700,000	750,000	-50,000
事 業 収 入	4,810,000	4,750,000	60,000
年会事業収入	1,350,000	1,200,000	150,000
講演会等事業収入	0	100,000	-100,000
図書頒布収入	700,000	700,000	0
広告収入	160,000	200,000	-40,000
会誌論文別刷収入	2,500,000	2,500,000	0
著作権・複写使用料収入	100,000	50,000	50,000
寄付金収入	900,000	800,000	100,000
寄付金収入	900,000	800,000	100,000
雑 収 入	201,000	160,000	41,000
受取利息収入	1,000	10,000	-9,000
雑 収 入	200,000	150,000	50,000
事業活動収入計	15,317,000	16,260,000	-943,000
2. 事業活動支出			
事業費支出	10,791,000	12,596,000	-1,805,000
給料手当支出	1,800,000	1,214,000	586,000
臨時雇賃金支出	800,000	1,110,000	-310,000
法定福利費支出	245,000	243,000	2,000
旅費交通費支出	680,000	823,000	-143,000
会議費支出	40,000	155,000	-115,000
通信運搬費支出	650,000	1,000,000	-350,000
消耗什器備品費支出	100,000	0	100,000
消耗品費支出	600,000	596,000	4,000
印刷製本費支出	70,000	135,000	-65,000
賃借料支出	750,000	1,070,000	-320,000
諸謝金支出	60,000	190,000	-130,000
租税公課支出	1,000	0	1,000
負担金支出	20,000	20,000	0
支払手数料支出	10,000	30,000	-20,000
委託費支出	4,500,000	5,335,000	-835,000
機 関 誌	4,000,000	4,800,000	-800,000
講演要旨集	350,000	350,000	0
事務委託	150,000	185,000	-35,000
研究活動支援費	450,000	630,000	-180,000
雑 支 出	15,000	45,000	-30,000
管理費支出	4,927,500	8,890,000	-3,962,500
給料手当支出	1,800,000	2,590,000	-790,000
臨時雇賃金支出	50,000	400,000	-350,000
法定福利費支出	380,000	465,000	-85,000
会議費支出	20,000	310,000	-290,000
旅費交通費支出	460,000	1,005,000	-545,000
通信運搬費支出	250,000	500,000	-250,000
消耗什器備品費支出	50,000	150,000	-100,000
消耗品費支出	50,000	430,000	-380,000
印刷製本費支出	150,000	350,000	-200,000
賃借料支出	750,000	1,540,000	-790,000
租税公課支出	4,000	20,000	-16,000
負担金支出	182,000	50,000	132,000
支払手数料支出	100,000	200,000	-100,000
委託費支出	600,000	550,000	50,000
事務委託	600,000	550,000	50,000
徴収不能額		250,000	-250,000
雑 支 出	81,500	80,000	1,500
事業活動支出計	15,718,500	21,486,000	-5,767,500
事業活動収支差額	-401,500	-5,226,000	4,824,500
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	295,418	0	295,418
積立預金収入	295,418	0	295,418
投資活動収入計	295,418	0	295,418

2. 投資活動支出			
特定資産繰入支出	1,000,000	0	1,000,000
積立預金支出	1,000,000	0	1,000,000
投資活動支出計	1,000,000	0	1,000,000
投資活動収支差額	-704,582	0	-704,582
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出			
当期収支差額	0	419,871	-419,871
当期収支差額	-1,106,082	-5,645,871	4,539,789
前期繰越収支差額	5,563,777	4,479,871	1,083,906
次期繰越収支差額	4,457,695	-1,166,000	5,623,695

## 第 6 号議案 公益法人移行に係る定款改定について

### 1. 移行申請の経緯

平成 5 年 5 月に民法第 34 条の規定により設立認可された「社団法人環境科学会」は、公益法人制度の改革に伴い、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」および「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に規定される公益社団法人に移行することを第 16 回通常総会において承認いただきました。続く第 17 回・第 18 回および第 19 回通常総会においても公益社団法人認定のための具体的な新定款案およびその一部修正案として承認をいただいております。この間、理事会においても詳細な移行準備作業を進め、2012 年 11 月 1 日に申請書を内閣府に提出致しました。提出書類の審査の結果、内閣府から 2013 年 1 月 17 日にいくつかの申請書類の追加・修正を指示されました。その主たる点は、会計関係書類の数字の訂正と、新定款案についてのいくつかの修正でした。直ちにこの内閣府の指示に従い修正書類を提出し、現在再審査中となっております。現時点では 2013 年 7 月 1 日付認定案で公益社団法人へ移行を予定しております。

### 2. 新定款案改定の趣旨

当学会の公益社団法人移行後の新定款案につきましては、これまでの総会において原案の提案および一部修正案の提案をさせていただき、字句修正レベルの変更が起こりうることを含めてご承認をいただいております。しかし、内閣府から出された指示は、字句修正のレベルを超える点がありましたので、本総会において修正案を提案し、ご承認をお願いするものです。

### 3. 新定款案の改定提案内容

別紙に改定内容を新旧対照表の形で示します。なおこの別紙の左側にある旧バージョンは、社団法人環境科学会の現行定款ではなく、これまでの総会でご承認をいただいた新法人の定款案の旧バージョンという意味ですので、ご了解をお願い致します。

今回提案させていただく変更部分は、追加修正部分は下線、削除部分は見え消し線により表示させていただきます。

## 第 7 号議案 平成 25・26 年度役員改選について

### 1. 理事候補者（案）

定款第 12 条では、理事 20 名以上 25 名以内（うち、会長 1 名及び副会長 3 名）

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 1. 青柳 みどり（国立環境研究所）  | 11. 花木 啓祐（東京大学）           |
| 2. 荒巻 俊也（東洋大学）      | 12. 原澤 英夫（国立環境研究所）        |
| 3. 有村 俊秀（早稲田大学）     | 13. 藤江 幸一（横浜国立大学）         |
| 4. 風間 ふたば（山梨大学）     | 14. 古米 弘明（東京大学）           |
| 5. 片谷 教孝（桜美林大学）     | 15. 細田 衛士（慶應義塾大学）         |
| 6. 片山 新太（名古屋大学）     | 16. 松藤 敏彦（北海道大学）          |
| 7. 楠井 隆史（富山県立大学）    | 17. 松本 亨（北九州市立大学）         |
| 8. 新藤 純子（山梨大学）      | 18. 松本 安生（神奈川大学）          |
| 9. 中井 里史（横浜国立大学）    | 19. 村田 佳壽子（日本環境ジャーナリストの会） |
| 10. 中村 桂子（東京医科歯科大学） | 20. 柳 憲一郎（明治大学）           |

### 2. 監事候補者（案）

定款第 12 条では、監事 2 名

1. 井村 秀文（横浜市立大学）
2. 中杉 修身

（理事・監事候補者ともに五十音順、所属は 3 月 1 日現在）

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p style="text-align: center;"><b>公益社団法人環境科学会 定款</b></p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人環境科学会という。 2 この法人の英語の名称は、Society of Environmental Science. Japan とし、「SES」と略称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。 第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目 的) 第4条 この法人は、人間と環境に関わる学問分野の専門家及び研究者相互の交流を図り、さらに、その有機的連携のもとに、環境科学に関する諸問題を学際及び総合的に調査・研究し、もって、環境学術文化の発展に寄与するとともに、これら成果の普及及び啓蒙に努め、世界の環境保全・創造に貢献することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第5条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。 一 年会、討論会及び講習会等の開催 二 学会誌及び学術図書の刊行 三 環境の保全・創造に関する調査及び研究 四 研究の奨励及び研究業績の表彰 五 内外の関連学協会との交流及び協力 六 会員相互の情報及び研究の交流 七 その他前条の公益目的を達成するために必要な事業 2 この法人の事業を行う地域は、日本全国とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>公益社団法人環境科学会 定款(案)</b></p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人環境科学会という。 2 この法人の英語の名称は、Society of Environmental Science. Japan とし、「SES」と略称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。 第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目 的) 第4条 この法人は、人間と環境に関わる学問分野の専門家及び研究者相互の交流を図り、さらに、その有機的連携のもとに、環境科学に関する諸問題を学際及び総合的に調査・研究し、もって、環境学術文化の発展に寄与するとともに、これら成果の普及及び啓蒙に努め、世界の環境保全・創造に貢献することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第5条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。 一 年会、討論会及び講習会等の開催 二 学会誌及び学術図書の刊行 三 環境の保全・創造に関する調査及び研究 四 研究の奨励及び研究業績の表彰 五 内外の関連学協会との交流及び協力 六 会員相互の情報及び研究の交流 七 その他前条の公益目的を達成するために必要な事業 2 この法人の事業を行う地域は、日本全国とする。</p>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>(種 別)</p> <p>第6条 この法人に、次の会員を置く。</p> <p>一 正 会 員 環境科学に関連する研究業績又は環境問題に関する学識経験を有する個人で、理事会において認めた者</p> <p>二 準 会 員 大学院、大学、大学校、短期大学、高等専門学校、高等学校の学生または生徒である個人で、理事会において認めた者</p> <p>三 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力する個人又は法人</p> <p>四 名誉会員 環境科学研究又はこの法人に対する功績が顕著な者で、理事会において推薦し、総会の承認を得た者</p> <p>2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(入 会)</p> <p>第7条 この法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となるものとする。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 正会員、準会員、賛助会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>2 名誉会員は入会金および会費の納入を要しない。</p> <p>3 会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。</p> <p>4 第1項の会費のうち2分の1以上を公益目的事業のために、残余を法人の管理のために充当するものとする。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。</p> <p>一 退会したとき</p> <p>二 死亡し、又は会員である法人が解散したとき</p> <p>三 除名されたとき</p>	<p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>(種 別)</p> <p>第6条 この法人に、次の会員を置く。</p> <p>一 正 会 員 環境科学に関連する研究業績又は環境問題に関する学識経験を有する個人で、理事会において認めた者</p> <p>二 準 会 員 大学院、大学、大学校、短期大学、高等専門学校、高等学校の学生または生徒である個人で、理事会において認めた者</p> <p>三 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力する個人又は法人</p> <p>四 名誉会員 環境科学研究又はこの法人に対する功績が顕著な者で、理事会において推薦し、総会の承認を得た者</p> <p>2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(入 会)</p> <p>第7条 この法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となるものとする。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 正会員、準会員、賛助会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>2 名誉会員は入会金および会費の納入を要しない。</p> <p>3 会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。</p> <p>4 第1項の会費のうち2分の1以上を公益目的事業のために、残余を法人の管理のために充当するものとする。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。</p> <p>一 退会したとき</p> <p>二 死亡し、又は会員である法人が解散したとき</p> <p>三 除名されたとき</p>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p>(退 会) 第 10 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>(除 名) 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。 一 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき 二 この法人の会員としての義務に違反したとき 三 会費を1年以上滞納したとき</p> <p style="text-align: center;">第4章 役 員 等</p> <p>(役員等) 第 12 条 この法人に、次の役員をおく。 一 理事 15名以上20名以内 二 監事 2名 2 第1項の理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。 3 前項の会長および副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、理事のうち総務担当理事および財務担当理事をもって同法上の業務執行理事とする。</p> <p>(役員等の選任) 第 13 条 理事、監事は、総会において、正会員及び賛助会員から選任する。 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。 4 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる密接な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。 5 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。 6 理事または監事に異動があった場合は、2週間以内に登記し、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。</p>	<p>(退 会) 第 10 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>(除 名) 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。 一 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき 二 この法人の会員としての義務に違反したとき 三 会費を1年以上滞納したとき</p> <p style="text-align: center;">第4章 役 員 等</p> <p><u>(役員)</u> 第 12 条 この法人に、次の役員をおく。 一 理事 15名以上20名以内 二 監事 2名 2 第1項の理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。 3 前項の会長および副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、理事のうち総務担当理事および財務担当理事をもって同法上の業務執行理事とする。</p> <p><u>(役員等の選任)</u> 第 13 条 理事、監事は、総会において、正会員及び賛助会員から選任する。 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。 4 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる密接な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。 5 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。 6 理事または監事に異動があった場合は、2週間以内に登記し、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。</p>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p>(役員等の任務)</p> <p>第 14 条 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 業務執行理事は、代表理事を補佐し、理事会の定めるところにより、この法人の会務の処理を行う。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、会務を決定する。</p> <p>4 監事は、次に挙げる職務を行う。</p> <p>一 会計及び財産の状況を監査すること。</p> <p>二 理事の業務執行状況を監査すること。</p> <p>三 会計及び財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること。</p> <p>四 前号の報告を行うために必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、もしくは第 4 章及び第 5 章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。</p> <p>(役員等の任期)</p> <p>第 15 条 この法人の役員等の任期は、2 年とする。ただし補欠又は増員により選任された役員等の任期は、補欠の場合は前任者の残任期間とし、増員の場合は現任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員等は、再任されることができる。</p> <p>3 役員等は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(役員等の解任)</p> <p>第 16 条 役員等が次の各号に該当する場合は、総会の議決により、解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき</p> <p>二 職務上の義務違反その他役員等としてふさわしくない行為があると認められるとき</p> <p>(役員等の報酬)</p> <p>第 17 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員について理事会の議決により、有給とすることができる。</p> <p>2 前項の実施に必要な事項は、総会で決定した規程による。</p>	<p><u>(役員等の任務)</u></p> <p>第 14 条 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 業務執行理事は、代表理事を補佐し、理事会の定めるところにより、この法人の会務の処理を行う。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、会務を決定する。</p> <p>4 監事は、次に挙げる職務を行う。</p> <p>一 会計及び財産の状況を監査すること。</p> <p>二 理事の業務執行状況を監査すること。</p> <p>三 会計及び財産の状況又は業務の執行について、<u>不正</u>の事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること。</p> <p>四 前号の報告を行うために必要があるときは、<del>総会又は</del>理事会の招集を請求し、もしくは<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条 3 項の定めにより</u>、<del>総会又は</del>理事会を招集すること。</p> <p><u>(役員等の任期)</u></p> <p>第 15 条 この法人の<u>役員</u>の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする</u>。ただし補欠<del>又は増員</del>により選任された<u>役員</u>の任期は、<u>補欠の場合は前任者の任期の満了する時までとし、増員の場合は現任者の残任期間とする</u>。</p> <p>2 <u>役員</u>は、再任されることができる。</p> <p>3 <u>役員</u>は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、<u>定員を欠くに至った場合には</u>、後任者が就任するまで<del>は</del>、その職務を行わなければならない。</p> <p><u>(役員等の解任)</u></p> <p>第 16 条 <u>役員</u>が次の各号に該当する場合は、総会の議決により、解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき</p> <p>二 職務上の義務違反その他<u>役員</u>としてふさわしくない行為があると認められるとき</p> <p><u>(役員等の報酬)</u></p> <p>第 17 条 役員は無給とする。ただし、常勤の<u>理事</u>については<u>理事会</u>の議決により、有給とすることができる。</p> <p>2 前項の実施に必要な<u>総額及び基準</u>は、総会で決定する。</p>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p>(顧問) 第18条 この法人に顧問を若干名置くことができる。 2 顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 総 会</p> <p>(構成) 第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p> <p>(種別) 第20条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(権能) 第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。 一 事業報告及び収支決算 二 理事及び監事の選任又は解任 三 理事及び監事の報酬等の額 四 会員の除名 五 定款の変更 六 解散及び残余財産の処分 七 不可欠特定財産の処分の承認</p> <p>(開催) 第22条 定期総会は、毎年1回2月または3月に開催する。 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。</p> <p>(招集) 第23条 総会は、法令に別に定められた場合を除き、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項の規定による正会員又は監事からの請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p>	<p>(顧問) 第18条 この法人に顧問を若干名置くことができる。 2 顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。 <u>3 顧問の解任は、理事会において決議する</u> <u>4 顧問は理事への助言を職務とする。</u> <u>5 顧問は無給とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 総 会</p> <p>(構成) 第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p> <p>(種別) 第20条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(権能) 第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。 一 事業報告及び収支決算 二 理事及び監事の選任又は解任 三 理事及び監事の報酬等の額 四 会員の除名 五 定款の変更 六 解散及び残余財産の処分 七 <u>基本財産の処分の承認</u></p> <p>(開催) 第22条 <u>定時総会</u>は、毎年1回2月または3月に開催する。 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上若しくは<del>は</del>監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。</p> <p>(招集) 第23条 総会は、法令に別に定められた場合を除き、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項の規定による正会員<del>又は監事</del>からの請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p>3 総会を招集する場合は、正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも開会の日の2週間前に通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第24条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第26条 総会の議決は、法令又はこの定款に別に定められた場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。</p> <p>2 総会における議決権は、正会員1名につき1つとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に挙げる事項の議決は、総会員の半数以上かつ出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により決する。</p> <p>一 会員の除名</p> <p>二 監事の解任</p> <p>三 定款の変更</p> <p>四 解散</p> <p>五 不可欠特定財産の処分</p> <p>六 その他法令で定められた事項</p> <p>4 理事又は監事を選任する議案の議決に際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。</p> <p>5 理事または監事の候補者の合計数が第12条に定められた定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数に達するまでの人数を選任する。</p> <p>(議決権の代理行使、書面表決及び電磁的方法による表決)</p> <p>第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、当該正会員は総会に出席したものとみなす。</p> <p>3 第1項の電磁的方法に関して必要な事項は、理事会の議決により会長が定める。</p>	<p>3 総会を招集する場合は、正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも開会の日の2週間前に通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第24条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第26条 総会の議決は、法令又はこの定款に別に定められた場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって<u>行う決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。</u></p> <p>2 総会における議決権は、正会員1名につき1つとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に挙げる事項の議決は、<u>総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により決する。</u></p> <p>一 会員の除名</p> <p>二 監事の解任</p> <p>三 定款の変更</p> <p>四 解散</p> <p>五 <u>基本財産</u>の処分</p> <p>六 その他法令で定められた事項</p> <p>4 理事又は監事を選任する議案の議決に際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。</p> <p>5 理事または監事の候補者の合計数が第12条に定められた定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数に達するまでの人数を選任する。</p> <p>(議決権の代理行使、書面表決及び電磁的方法による表決)</p> <p>第27条 <del>やむを得ない理由により</del>総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、当該正会員は総会に出席したものとみなす。</p> <p>3 第1項の電磁的方法に関して必要な事項は、理事会の議決により会長が定める。</p>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p>(議事録)</p> <p>第 28 条 総会の議事については、次に挙げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 開催日時及び場所</li> <li>二 開催日現在の正会員数</li> <li>三 出席者数及び理事、監事の出席者氏名</li> <li>四 審議事項及び議決事項</li> <li>五 議事の概要及び議決結果</li> <li>六 議事録署名人の選任に関する事項</li> </ol> <p>2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名捺印しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 理 事 会</p> <p>(構 成)</p> <p>第 29 条 この法人に理事会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</li> </ol> <p>(種 別)</p> <p>第 30 条 理事会は、通常理事会、臨時理事会の 2 種とする。</p> <p>(機 能)</p> <p>第 31 条 通常理事会及び臨時理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 事業計画および収支予算</li> <li>二 総会の議決した事項の執行に関する事</li> <li>三 総会に付議すべき事項</li> </ol> <p>四 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(開 催)</p> <p>第 32 条 通常理事会は、毎年 1 回以上開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 会長が必要と認めるとき</li> </ol> </li> </ol>	<p>(議事録)</p> <p>第 28 条 総会の議事については、次に挙げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 開催日時及び場所</li> <li>二 開催日現在の正会員数</li> <li>三 出席者数及び理事、監事の出席者氏名</li> <li>四 審議事項及び議決事項</li> <li>五 議事の概要及び議決結果</li> <li>六 議事録署名人の選任に関する事項</li> <li>七 <u>その他法令に定める事項</u></li> </ol> <p>2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名捺印しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 理 事 会</p> <p>(構 成)</p> <p>第 29 条 この法人に理事会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</li> </ol> <p>(種 別)</p> <p>第 30 条 理事会は、通常理事会、臨時理事会の 2 種とする。</p> <p>(機 能)</p> <p>第 31 条 通常理事会及び臨時理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 事業計画および収支予算</li> <li>二 総会の議決した事項の執行に関する事</li> <li>三 総会に付議すべき事項</li> </ol> <p>四 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(開 催)</p> <p>第 32 条 通常理事会は、毎年 1 回以上開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 会長が必要と認めるとき</li> </ol> </li> </ol>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p>二 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の要求があったとき又は監事から招集の請求があったとき (招集)</p> <p>第33条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、臨時理事会を請求の日から14日以内に招集しなければならない。</p> <p>3 臨時理事会を招集する場合は、理事に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の7日以前に通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(定足数)</p> <p>第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第36条 理事会の議決は、法令又はこの定款に別に定められた場合を除き、出席した理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。</p> <p>2 理事会における議決権は、理事1名につき1つとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に挙げる事項の議決は、総理事の半数以上かつ出席した理事の議決権の3分の2以上に当たる多数により決する。</p> <p>一 会員の除名 二 監事の解任 三 定款の変更 四 解散 五 不可欠特定財産の処分 六 その他法令で定められた事項</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。</p>	<p>二 <del>理事現在数の3分の1以上</del>から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の要求があったとき又は監事から招集の請求があったとき (招集)</p> <p>第33条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、<del>臨時</del>理事会を請求の日から14日以内に招集しなければならない。</p> <p>3 臨時理事会を招集する場合は、<u>理事及び監事</u>に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の7日以前に通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(定足数)</p> <p>第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第36条 理事会の議決は、法令又はこの定款に別に定められた場合を除き、<u>決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 理事会における議決権は、理事1名につき1つとする。</p> <p><del>3 第1項の規定にかかわらず、次に挙げる事項の議決は、総理事の半数以上かつ出席した理事の議決権の3分の2以上に当たる多数により決する。</del></p> <p><del>一 会員の除名 二 監事の解任 三 定款の変更 四 解散 五 不可欠特定財産の処分 六 その他法令で定められた事項</del></p> <p>(決議の省略)</p> <p>第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。</p>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p>(議事録)</p> <p>第 38 条 理事会の議事については、次に挙げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 開催日時及び場所</li> <li>二 開催日現在の理事数</li> <li>三 出席者数及び出席者氏名</li> <li>四 審議事項及び議決事項</li> <li>五 議事の概要及び議決結果</li> <li>六 議事録署名人の選任に関する事項</li> </ul> <p>2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名捺印しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 財産及び会計</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 38 条 理事会の議事については、次に挙げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 開催日時及び場所</li> <li>二 開催日現在の理事数</li> <li>三 出席者数及び出席者氏名</li> <li>四 審議事項及び議決事項</li> <li>五 議事の概要及び議決結果</li> <li><del>六 議事録署名人の選任に関する事項</del></li> <li><u>六 その他法令で定める事項</u></li> </ul> <p>2 議事録には、<u>出席した代表理事及び監事</u>が署名捺印しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 財産及び会計</p>
<p>(基本財産)</p> <p>第 39 条 別表 1 に示す財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。</p> <p>2 前項の基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分する場合は総会の承認を必要とする。</p> <p>(基本財産以外の財産)</p> <p>第 40 条 第 39 条に規定する基本財産以外のこの法人の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、次に掲げるものをもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 設立当初の財産目録に記載された基本財産以外の財産</li> <li>二 会費及び入会金</li> <li>三 寄付金品</li> <li>四 事業に伴う収入</li> <li>五 財産から生ずる収入</li> <li>六 その他の収入</li> </ul> <p>2 前項に掲げるこの法人の財産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決により定める。</p>	<p>(基本財産)</p> <p>第 39 条 別表 1 に示す財産は、<del>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める公益目的</del><u>この法人の目的である</u>事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。</p> <p>2 前項の基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分する場合は総会の承認を必要とする。</p> <p><del>(基本財産以外の財産)</del></p> <p><del>第 40 条 第 39 条に規定する基本財産以外のこの法人の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、次に掲げるものをもって構成する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>一 設立当初の財産目録に記載された基本財産以外の財産</del></li> <li><del>二 会費及び入会金</del></li> <li><del>三 寄付金品</del></li> <li><del>四 事業に伴う収入</del></li> <li><del>五 財産から生ずる収入</del></li> <li><del>六 その他の収入</del></li> </ul> <p><del>2 前項に掲げるこの法人の財産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決により定める。</del></p>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p>(経費の支弁)</p> <p>第 41 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。事業計画及び予算を変更しようとする場合も同様とする。ただし軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定により議決した予算は、総会に報告しなければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 43 条 この法人の事業報告及び決算は、事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号及び第 2 号についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号の書類については承認を得なければならない。</p> <p>一 事業報告</p> <p>二 事業報告の附属明細書</p> <p>三 貸借対照表</p> <p>四 損益計算書（正味財産増減計算書）</p> <p>五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</p> <p>2 前項の場合において、固定財産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添付するものとする。</p>	<p><del>(経費の支弁)</del></p> <p><del>第 41 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。</del></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 40 条 この法人の事業計画書、収支予算書、<u>資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</u>については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。事業計画及び予算を変更しようとする場合も同様とする。ただし軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定により議決した予算は、総会に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 41 条 この法人の事業報告及び決算は、<u>毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号の書類については承認を得なければならない。</u></p> <p>一 事業報告</p> <p>二 事業報告の附属明細書</p> <p>三 貸借対照表</p> <p>四 損益計算書（正味財産増減計算書）</p> <p>五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</p> <p>六 <u>財産目録</u></p> <p>2 前項の場合において、固定財産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添付するものとする。</p> <p>3 <u>第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>一 <u>監査報告</u></p> <p>二 <u>理事及び監事の名簿</u></p> <p>三 <u>理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</u></p> <p>四 <u>運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</u></p>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p>(暫定予算)</p> <p>第 44 条 第 42 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までに前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。</p> <p>2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会に報告しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第 45 条 この法人の会計年度は、毎年 1 月に始まり、12 月に終わる。</p> <p>(予算の補正)</p> <p>第 46 条 緊急に予算の補正の必要が生じたときは、理事会において決定することができる。ただし、この場合、次期総会の承認を得なければならない。</p>	<p>(暫定予算)</p> <p>第 42 条 第 40 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までに前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。</p> <p>2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会に報告しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。</p> <p>(予算の補正)</p> <p>第 44 条 緊急に予算の補正の必要が生じたときは、理事会において決定することができる。ただし、この場合、次期総会の承認を得なければならない。</p>
<p>第 8 章 定款の変更及び解散</p>	<p>第 8 章 定款の変更及び解散</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第 47 条 この定款は、総会において総社員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を得なければ、変更することはできない。</p> <p>2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p>第 48 条 この法人は、総会において総社員の議決権の 4 分の 3 以上の同意を得て解散することができる。</p> <p>2 解散にともなう残余財産は、総会の議決を得て、類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第 45 条 この定款は、総会において総社員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を得なければ、変更することはできない。</p> <p>2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(<del>解散及び残余財産の処分</del>)</p> <p>第 46 条 この法人は、総会において総社員の議決権の 4 分の 3 以上の同意を得て解散することができる。</p> <p><del>2 解散にともなう残余財産は、総会の議決を得て、類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。(第 48 条に移行)</del></p> <p>(<u>公益認定の取消し等に伴う贈与</u>)</p> <p>第 47 条 この法人が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案
<p style="text-align: center;">第9章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第10章 情報公開</p> <p>(情報公開)</p> <p>第50条 この法人は、公正かつ透明な活動を推進するために、法人の活動状況及び運営内容、財務資料等の情報を常に公開するものとする。</p> <p>2 情報公開の方法に関する事項については、理事会が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第11章 委員会</p> <p>(委員会)</p> <p>第51条 この法人は、第5条の事業を円滑に遂行するため、委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会の設置及び運営は、理事会が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第12章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び職員を若干名置く。</p> <p>3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。</p>	<p style="text-align: center;">(残余財産の帰属)</p> <p>第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、<u>官報に掲載</u>する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第10章 情報公開</p> <p>(情報公開)</p> <p>第50条 この法人は、公正かつ透明な活動を推進するために、法人の活動状況及び運営内容、財務資料等の情報を常に公開するものとする。</p> <p>2 情報公開の方法に関する事項については、理事会が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第11章 委員会</p> <p>(委員会)</p> <p>第51条 この法人は、第5条の事業を円滑に遂行するため、委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会の設置及び運営は、理事会が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第12章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び職員を若干名置く。</p> <p>3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。</p>

申請時に提出した定款	ご指摘に基づく定款修正案																		
<p>4 事務局長は、理事をもって充てることができる。</p> <p>5 前各号に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会において定める。</p>	<p>4 事務局長は、理事をもって充てることができる。</p> <p>5 前各号に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会において定める。</p>																		
<p style="text-align: center;">第 13 章 雑 則</p>	<p style="text-align: center;">第 13 章 雑 則</p>																		
<p>(委 任)</p>	<p>(委 任)</p>																		
<p>第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。</p>	<p>第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。</p>																		
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>																		
<p>1. この定款は、この法人の設立（移行）の日から施行する。</p> <p>2. この法人の設立（移行）時の代表理事の氏名は以下のとおりである。 岡田光正、佐藤洋、花木啓祐、細田衛士</p> <p>3. この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から同年 12 月 31 日までとする。</p> <p>4. この法人の設立（移行）の日の前日をもって、特例民法法人環境科学会の事業年度の終了日とする。</p> <p>5. 従来の特例民法法人環境科学会に属した一切の権利・義務は、この法人が継承する。</p> <p>6. この法人の設立（移行）時において従来の特例民法法人環境科学会の会員であった者は、第 7 条及び 8 条の定めにかかわらず、入会手続き及び入会金の納入を要しない。</p>	<p>1. この定款は、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</u></p> <p>2. この法人の<u>最初</u>の代表理事の氏名は以下のとおりである。 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇</p> <p>3. <u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</u></p> <p><del>4. この法人の設立（移行）の日の前日をもって、特例民法法人環境科学会の事業年度の終了日とする。</del></p> <p>4. 従来<u>の社団法人環境科学会</u>に属した一切の権利・義務は、この法人が継承する。</p> <p>5. 従来<u>の社団法人環境科学会</u>の解散時において会員であった者は、第 7 条及び 8 条の定めにかかわらず、<u>この法人への入会手続き及び入会金の納入を要しない。</u></p>																		
<p>別表 1</p>	<p>別表 1 <u>基本財産（第 39 条関係）</u></p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>預入先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期預金</td> <td>みずほ銀行本所支店</td> <td>10,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td>三井住友銀行深川森下支店</td> <td>10,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	預入先	金額	定期預金	みずほ銀行本所支店	10,000,000 円	定期預金	三井住友銀行深川森下支店	10,000,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>預入先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期預金</td> <td>みずほ銀行本所支店</td> <td>10,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td>三井住友銀行<u>深川</u>支店</td> <td>10,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	預入先	金額	定期預金	みずほ銀行本所支店	10,000,000 円	定期預金	三井住友銀行 <u>深川</u> 支店	10,000,000 円
項目	預入先	金額																	
定期預金	みずほ銀行本所支店	10,000,000 円																	
定期預金	三井住友銀行深川森下支店	10,000,000 円																	
項目	預入先	金額																	
定期預金	みずほ銀行本所支店	10,000,000 円																	
定期預金	三井住友銀行 <u>深川</u> 支店	10,000,000 円																	